

埴町地域公共交通活性化協議会では、高齢者の方を中心とする「移動制約者」の支援のため、800円を超えたタクシー運賃を助成する制度の試験運行を行います。

タクシー利用料金助成制度 モニターを募集します

申込期間 8/1(水)～8/31(金) ※モニター申請は無料です

■モニター対象者

- ・高城地区（台宿一区・台宿二区・稲沢区・伊香区・植田区・真名畑区）にお住いの①～③のいずれかに該当する方が対象です。
 - ① 65歳以上の方（運転免許証がある方も可）
 - ② 運転免許自主返納者（又は、検討中の方）
 - ③ 身体的事情等で運転できない方



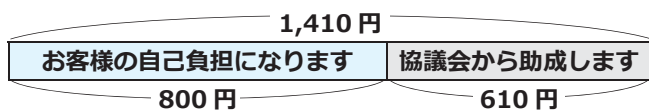
■実施期間

・平成30年9月1日(土)～11月30日(金)3ヶ月間

■利用方法

- ・交付を受けたモニターが利用券を渡して乗車すると、乗車運賃の800円を超えた分を協議会が助成します。(利用者負担は800円) 乗車運賃が800円以下の場合は全額自己負担です。

例えば乗車運賃が1,410円だった場合…



※超過分は、後日協議会がタクシー会社へ直接支払います。
※モニター運賃が800円以下だった場合は、全額自己負担となります。

■利用条件

- ・実施期間終了後、アンケートに回答して頂きます。
- ・利用区間は埴町内に限ります。
- ・利用時間は、午前7時から午後9時まで。
- ・3ヶ月で12回まで利用できます。
- ・タクシーを目的地で待機させることはできません。
- ・本人以外は使用できません。(同乗は可)
- ・利用券の譲渡は禁止です。

タクシー片道
800円で
買物や病院に
行ける！



■モニターの申込方法

申請書（裏面）に必要事項を記入し、下記書類とあわせて役場にご持参ください。

代理の方による申請でも構いません。(例) 家族やケアマネージャー（介護支援専門員）など

※持参できない場合はお問い合わせ下さい。

【必要書類】

上記「対象者」の

- ①に該当する方：年齢が確認できる資料（保険証等）
- ②に該当する方：運転経歴証明書又は取消通知書、免許証
- ③に該当する方：身体障害者手帳等を持っている方は、手帳の写し又は事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

埴町地域公共交通活性化協議会事務局
埴町 まち振興課 地域づくり係

Tel 0247-43-2112

埴町タクシーモニター



■申込期間

平成30年8月1日(水)～8月31日(金)

平日9:00～17:15(土日祝日は除きます) 役場にて随時受付・交付

申請書は裏面です！

埜町タクシー利用料金助成制度モニター登録申請書

年 月 日

(ふりがな)	()		性別	男 ・ 女
氏 名	※対象者ご本人のお名前をお書きください。			
代理申請者	※対象者の代理で申請に来られた方のお名前をお書きください (該当の場合のみ)。 代理申請者の電話番号 ()			
生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成	年	月	日
住 所 (電話番号)	埜町大字 ()			
該 当 要 件 ※○をつけて ください。	① 65 歳以上 (運転免許証がある方でも可) ② 運転免許証自主返納者 (又は、検討中の方) ③ 身体的事情等で運転できない者			
(個人情報利用への同意)				
この申請書に記載された個人情報は、「タクシー利用料金助成事業」に必要な範囲で 利用することとし、この目的以外で使用することはありません。				
同意する ・ 同意しない				

※申請には、次の書類が必要です！

上記要件①に該当する方：年齢が確認できる資料 (保険証等)

上記要件②に該当する方：運転経歴証明書又は取消通知書・免許書

上記要件③に該当する方：身体障害者手帳等を持っている方は、手帳の写し又は事務局まで
お問い合わせください。

※ 行政記入欄 ※

該 当 要 件	交 付 番 号
① 65 ・ ② 運 ・ ③ 身	No.
確認方法	
コピー / 書き取り ()	